

デート商法のトラブル～法律で契約取り消し対象に～

内容

3週間前、SNSで知り合った県外の女性とデートをした。アクセサリーショップに勤めていて、自分でデザインした商品もあると誘われて店に見に行き、50万円のプレスレットを契約してしまった。「私のアクセサリーを身につけてほしい」「売れないと店での立場がない」といわれ、断ると嫌われると思った。その女性とは1週間位前から連絡が取れなくなった。だまされたのだろうか。代金はクレジット決済したが、解約したい。(20代、男性)

消費生活センターからのアドバイス。

デート商法とは、恋愛感情を利用し、それにつけ込んで商品等を販売する商法です。全国の消費生活センターに相談が寄せられていますが、特に若者の被害が多く、SNSやマッチングアプリをきっかけに知り合うケースが増加しています。

業者の不当な勧誘などを定めた消費者契約法が改正され、6月から施行されました。これまでデート商法の相談を受けた場合、公序良俗違反などの抽象的な要件で業者に解約を要求するしかありませんでしたが、同法にデート商法や靈感商法、就職セミナー商法などが契約の取り消し対象に追加されたことで、事例のようなケースも救済される可能性が高くなりました。

販売員の好意は商品を守るための手口と考えましょう。また、あやしいと思ったら、すぐに契約したり、お金を借りたりしないようにしてください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター (095-829-1234)	対馬市消費生活相談所 (0920-52-8322)
佐世保市消費生活センター (0956-22-2591)	壱岐市消費生活センター (0920-48-1135)
島原市消費生活センター (0957-62-9100)	五島市消費生活センター (0959-72-6144)
諫早市消費生活センター (0957-22-3113)	西海市消費生活センター (0959-37-0145)
大村市消費生活センター (0957-52-9999)	雲仙市消費生活センター (0957-38-7830)
平戸市消費生活センター (0950-22-4222)	南島原市消費生活センター (0957-82-3010)
松浦市消費生活センター (0956-72-1861)	

各町にも相談窓口があります